

東京工業高等専門学校動物実験等取扱規則

制定 平成26年12月4日

(目的)

第1条 この規則は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「文科省基本指針」という。）第2第2項の規定に基づき、東京工業高等専門学校（以下「本校」という。）において動物実験等を適正、かつ、安全に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、文科省基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議策定）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等（以下「関係法令等」という。）に定めがあるもののほか、この規則を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。
- 二 実験室 実験動物に実験操作（実験動物の一時的な保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- 三 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養若しくは保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- 四 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 五 動物実験実施者 動物実験等を実施する者（学生を含む。）をいう。
- 六 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(適用範囲)

第4条 この規則は、本校において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を外部機関への委託等により行う場合には、当該委託先においても、関係法令等に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。

(動物実験委員会)

第5条 本校における動物実験計画の関係法令等及び本規則への適合に基づく承認、実施状況及び結果等の確認、実験室設置の承認及び実験動物の飼育保管状況の確認、教育訓練、その他動物実験等に関する事項について審議等を行うため、東京工業高等専門学校動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。

2 動物実験委員会の組織及び運営については、別に定める。

(校長の責務)

第6条 校長は、本校における適正な動物実験等の実施に関し統括管理する。

(動物実験計画書)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等を行う場合は、当該実験等により取得されるデータの信頼性を確保するため、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案の上、動物実験計画書（別紙様式1）を作成し、校長に提出しなければならない。

- 一 動物実験等に係る研究の目的、意義及び必要性に関すること。
- 二 代替法の利用を考慮した実験動物の適切な利用に関すること。
- 三 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度、再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮した実験動物の使用数削減に関すること。
- 四 苦痛の軽減による動物実験等の適切な実施に関すること。
- 五 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等をいう。）を行う場合における動物実験等を計画する段階での人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。以下同じ。）に関すること。

- 2 校長は、前項により動物実験計画書の提出があったときは、動物実験委員会の審議を経て、承認を与えるか否かの決定を行い、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について、校長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。
- 4 動物実験責任者は、動物実験等の開始後において、当該実験の計画の内容を変更又は追加する必要がある場合は、動物実験計画（変更・追加）承認申請書（別紙様式2）を提出し、校長の承認を得なければならない。
- 5 動物実験責任者は、動物実験計画（変更・追加）について、校長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。
- 6 校長は、前項により動物実験計画（変更・追加）承認申請書の提出があったときは、動物実験委員会の審議を経て、承認を与えるか否かの決定を行い、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。
- 7 動物実験責任者は、動物実験計画を終了又は中止する場合は、動物実験（終了・中止）報告書（別紙様式3）を提出し、校長に報告しなければならない。
- 8 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した場合は、動物実験結果報告書（別紙様式4）を提出し、使用動物数、計画の変更の有無、成果等について校長に報告しなければならない。
- 9 校長は、第7項及び第8項により動物実験（終了・中止）報告書及び動物実験結果報告書の提出があったときは、動物実験委員会に通知し、動物実験計画書又は動物実験計画（変更・追加）承認申請書どおり適正に実施された動物実験か否か確認しなければならない。

（遵守事項）

第8条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、関係法令等及び本規則のほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- 二 動物実験計画書に記載された事項及び次のイからニまでに掲げる事項を遵守すること。
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了時期（人道的エンドポイントを含む。）への配慮
 - ハ 適切な実験後及び手術後の管理
- 三 適切な安楽死の選択
- 四 安全管理に注意を払う必要のある実験（物理的・化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。）を行う場合は、関係法令等及び本規則を遵守するとともに、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。
- 五 実験を実施する前に必要な実験手技等の習得に努めること。
- 六 実験動物に侵襲性の高い大規模な存命手術を行う場合は、手術経験等が豊富な指導者の下で行うこと。

（実験室の設置）

第9条 実験室を設置（変更を含む。）する場合は、動物実験責任者は動物実験室設置承認申請書（別紙様式5）を提出し、校長の承認を得なければならない。

- 2 校長は、申請のあった動物実験室について動物実験委員会に調査させるとともに、その調査結果及び助言に基づき承認を与えるか否かを決定するものとする。
- 3 動物実験責任者は、校長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（実験動物の一時的な保管を含む。）を行うことができない。

（実験室の基準）

第10条 実験室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、かつ、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 二 排泄物、血液等による汚染に対して清掃、消毒等が容易な構造であること。
- 三 常に清潔な状態が保たれ、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（実験室の維持管理）

第11条 動物実験責任者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な実験室の維持管理及び改善に努めなければならない。

（実験室の廃止）

第12条 実験室を廃止する場合は、動物実験責任者は動物実験室廃止届（別紙様式6）により校長に届け出なければならない。

2 動物実験責任者は、実験室を廃止する場合は、必要に応じて、当該実験室で飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

（飼養保管マニュアルの作成及び周知）

第13条 動物実験責任者は、実験動物に係る飼養保管のマニュアルを定めるとともに、動物実験実施者に周知するものとする。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第14条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、飼養保管基準を遵守するとともに、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

（実験動物の導入）

第15条 動物実験責任者は、実験動物を導入するときは、関係法令等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

2 動物実験責任者は、実験動物を導入するときは、適切な検疫、隔離飼育等を行い、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

（給餌及び給水）

第16条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切な給餌及び給水を行わなければならない。

（健康管理）

第17条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、必要な健康管理を行わなければならない。

2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合は、適切な治療等を行わなければならない。

（異種又は複数動物の飼育）

第18条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、異種又は複数の実験動物を同一実験室で飼養又は保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

（記録の保管及び報告）

第19条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、5年間保存しなければならない。

2 動物実験責任者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類、数等について、校長に報告するものとする。

（譲渡時の情報提供）

第20条 動物実験責任者は、実験動物を譲渡する場合は、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

（輸送）

第21条 動物実験責任者は、実験動物を輸送する場合は、飼養保管基準を遵守するとともに、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

（危害防止）

第22条 動物実験責任者は、実験動物が施設等の外に逸走した場合におけるその捕獲の方法等をあらかじめ定めておかななければならない。

2 動物実験責任者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等の外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 動物実験責任者は、実験動物由来の感染症、実験動物による咬傷等の罹患又は罹災に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 動物実験責任者は、毒へび等の有毒動物を飼養又は保管をする場合にあっては、人への危害の発生を防止するため、飼養保管基準に基づく必要な事項を別に定めなければならない。

5 動物実験責任者は、実験動物の飼養又は動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触することがないように、必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

第23条 動物実験責任者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成するとともに、関係者に周知するものとする。

2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、緊急事態の発生時において、実験動物の保護及び実験動

物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第24条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- 一 関係法令等及び本規則に関する事項
- 二 動物実験等の方法に関する基本的な事項
- 三 実験動物の飼養保管に関する基本的な事項
- 四 動物実験等、実験動物、実験室に係る安全確保及び安全管理に関する事項
- 五 その他適切な動物実験等の実施に関する事項

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、動物実験委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年12月4日から施行する。

東京工業高等専門学校における動物実験に関する指針（平成21年1月8日制定）は廃止する。